

「地下貯蔵タンクの法令が改正されました」



近年、地下貯蔵タンクからの危険物流出事故が多発していることを受けて、危険物の規制に関する規則等の一部が改正されました。

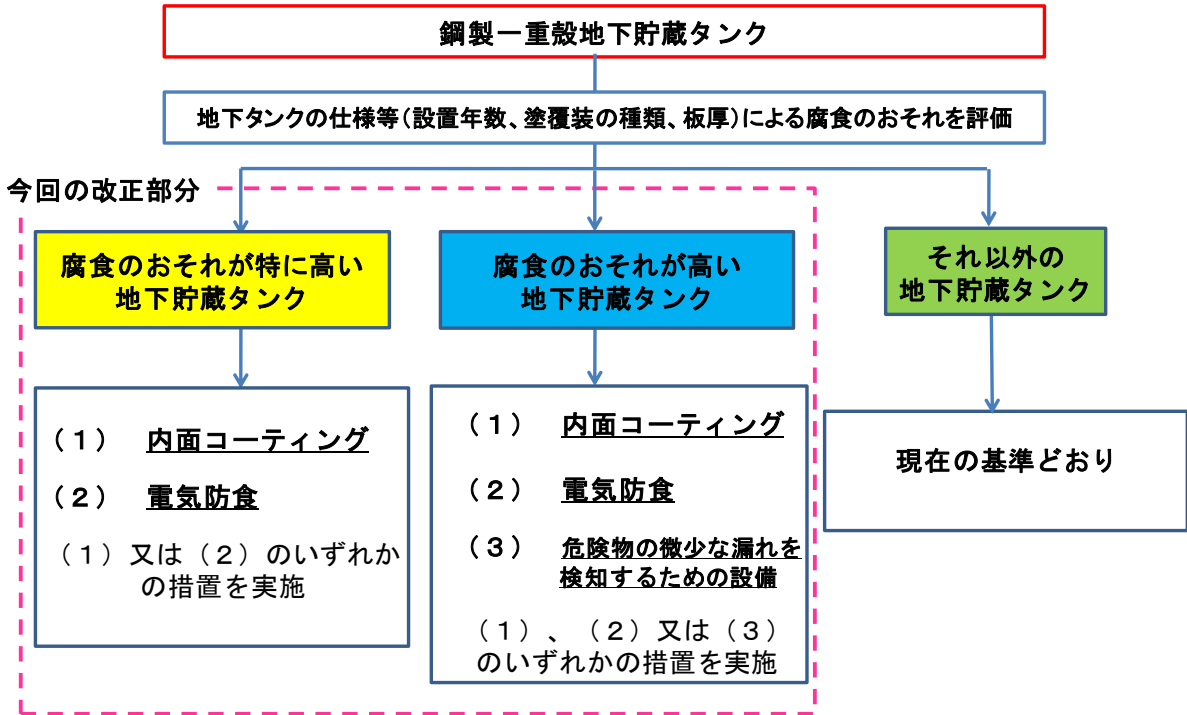
「主な改正内容」

今回の改正は、地盤面下に直接埋設された既設の地下貯蔵タンクのうち設置年数、塗覆装の種類及び設計板厚が一定の要件を満たすもの(別表参照)を「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」及び「腐食の恐れが高い地下貯蔵タンク」として区分し、「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク」については内面の腐食を防止するためのコーティング又は電気防食のいずれかの措置を講ずることとされ、「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」については、腐食のおそれが特に高いもので掲げた措置又は危険物の微少な漏れを検知するための設備(例 高精度液面計)を設けることとされました。

※該当する地下貯蔵タンクは次のとおりです。

施行期日：平成23年2月 1日

猶予期間：平成25年1月31日



※太字下線部分の措置は新しく義務づけとなるもの

腐食のおそれが高い等のタンクリスト

腐食のおそれが特に高いタンク

設置年数	塗覆装の種類	設計板厚
設置年数が50年以上のもの	アスファルト	全ての設計板厚
	モルタル	8.0mm未満
	エポキシ樹脂等	6.0mm未満
	強化プラスチック	4.5mm未満
設置年数が40年以上50年未満のもの	アスファルト	4.5mm未満

腐食のおそれが高いタンク

設置年数	塗覆装の種類	設計板厚
設置年数が50年以上のもの	モルタル	8.0mm以上
	エポキシ樹脂等	6.0mm以上
	強化プラスチック	4.5mm以上12.0mm未満
設置年数が40年以上50年未満のもの	アスファルト	4.5mm以上
	モルタル	6.0mm未満
	エポキシ樹脂等	4.5mm未満
	強化プラスチック	4.5mm未満
設置年数が30年以上40年未満のもの	アスファルト	6.0mm未満
	モルタル	4.5mm未満
設置年数が20年以上30年未満のもの	アスファルト	4.5mm未満

腐食のおそれが特に高いタンク

➡①又は②の措置

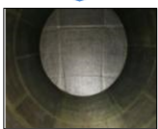
腐食のおそれが高いタンク

➡①、②又は③の措置

① 内面コーティング



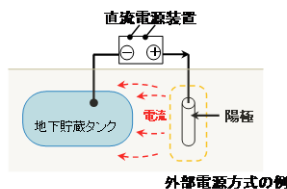
施工前



施工後

○埋設されたままの状態で内面全体に厚さ2ミリになるよう強化プラスチックを被覆する。

② 電気防食



外部電源方式の例

○金属(鉄)の腐食は、土壌のイオン濃度の不均一性等により、埋設された金属の一部分に電流が発生し、鉄がイオン化して溶解するため発生する。

○電気防食は、埋設されたタンクへ外部から腐食によるものと逆向きの電流を流すことで腐食の進行を防止する。

○電気防食の方法として、流電陽極方式、外部電源方式がある。

③ 危険物の微量な漏れを検知する設備



○直径0.3ミリメートル以下の以下開口部からの危険物の漏れを常時検知することができる設備(例えば、埋設されたタンクに貯蔵されている危険物の液面を常に計測して、危険物の流出による液面の変化を検知し、警報を発するシステムがある。)

※注意事項

地下貯蔵タンクの設置年数の経過により、措置を行う必要が生じたり、区分が変更されたりする場合があります。区分に応じた適切な措置を講ずるようお願いします。

☆ご不明な点があれば

お問合せ先: 松江市消防本部 予防課 危険物保安係 まで

0852-32-9124(直通)